

(1) 対象業種名と業種コード一覧

対象業種名と業種コードは、PRTR 法の届出の対象業種名と業種コードと同一です。
業種名と業種コードの詳細は「PRTR 届出の手引き」の巻末資料をご覧ください。

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/tebiki/tebiki_shiryuu.pdf

	業種名	業種コード
1	金属鉱業	0500
2	原油・天然ガス鉱業	0700
3	食品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下2つの製造業を除く)	1300
	酒類製造業	1320
	たばこ製造業	1350
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業(家具を除く)	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業(以下の3つの製造業を除く)	2000
	塩製造業	2025
	医薬品製造業	2060
	農薬製造業	2092
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革、同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
	一般機械器具製造業	2900
	電気機械器具製造業(以下の2つの製造業を除く)	3000
	電子応用装置製造業	3060
	電気計測器製造業	3070
	輸送用機械器具製造業(以下の2つの製造・修理業を除く)	3100
	鉄道車両・同部分品製造業	3120
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
	精密機械器具製造業(以下の製造業を除く)	3200
医療用器械器具・医療用品製造業	3230	
武器製造業	3300	
その他の製造業	3400	

	業種名	業種コード
4	電気業	3500
5	ガス業	3600
6	熱供給業	3700
7	下水道業	3830
8	鉄道業	3900
9	倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る)	4400
10	石油卸売業	5132
11	鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物資を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	5142
12	自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物資を回収するものに限る)	5220
13	燃料小売業	5930
14	洗濯業	7210
15	写真業	7430
16	自動車整備業	7700
17	機械修理業	7810
18	商品検査業	8620
19	計量証明業(一般計量証明業を除く)	8630
20	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8716
	産業廃棄物処分業	8722
	特別産業廃棄物処分業	8724
21	医療業	8800
22	高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140
23	自然科学研究所	9210
24	国の機関又は地方公共団体の公務	(注1)

(注1)国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的な内容に対応した業種を分類し、対象となる業種に属する事業を営んでいる場合には、当該対象業種の業種名と業種コードを記入して下さい。

医療業は平成 22 年度から把握対象業種となります。
(届出は平成 23 年度から)